

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○介護人材の不足 超高齢社会の安心実現を (2020/1/22 熊本日日新聞)

世界に類を見ない超高齢社会を迎える中で、介護に携わる人々の存在は極めて重要だ。しかし、その確保が見通せない。厚生労働省は、介護福祉士を養成する専門学校や大学などの卒業生に対し、国家試験に合格しなくても暫定的に資格を与えている2021年度までの特例措置を延長する方針を固めた。背景にあるのが介護人材の不足である。

厚労省が推計した介護人材の需給見通しによると、20年度は必要とされる216万人に対して確保できるのは203万人で、13万人が不足する。さらに団塊世代全員が75歳以上になる25年度には需給ギャップが拡大。必要数は245万人に増えるが、対策を急がなければ人材は211万人の見込みで34万人足りない。充足率は86・2%にとどまると見込まれている。県内の場合、25年度は必要数の3万5千人より2千人少ない3万3千人と見通し、充足率は全国平均より高い94・1%と推計している。ただ、介護現場は既に人材不足に直面している。「増床したのに、職員を確保できず新規入居を受け入れられない」「ケアマネジャーのなり手が足りず、ケアプラン作成に支障が出かねない」。現場が訴える危機感は、いずれも高齢者の暮らしに直結するものだ。

今回の特例延長は、養成学校で学ぶ外国人留学生を念頭に、人手不足解消に向けて日本での就労を促すのが狙いだ。

介護福祉士は以前は、養成学校を卒業すれば資格を得られたが、22年度卒業生からは国家試験の合格を要件とするよう改定。経過措置として17~21年度の5年間は、▽卒業後5年以内に試験を合格▽原則卒業後5年間続けて介護の実務に従事-のどちらかを満たせば、引き続き資格を保持できるとする特例を適用している。

しかし、外国人は日本語の専門用語が壁となり、試

験の合格率が低迷。合格を義務付けると、留学生が減ると懸念する与党や関係団体が特例延長を求めている。

一方で介護士の質の向上には合格が不可欠との意見も根強い。質の高い介護を支えるには、外国人の門戸を広げるだけでなく、より多角的な取り組みが欠かせない。県高齢者支援課によると、介護人材確保の施策は「多様な人材の参入」「職員の定着」の促進と、給与などの「処遇改善」が3本柱。加えて本年度は、厚労省が選定した全国7自治体の一つとしてパイロット事業も実施している。ロボットやセンサーの活用や、中高生に介護職の魅力を伝える試みなど、模索を続けている。

人口に占める65歳以上の割合を表す県内の高齢化率は30・6%(18年)で、25年には33・2%に達し、その後も上昇。全国平均を2~3ポイント上回る水準だ。これをリスクとせず、安心して暮らせる超高齢社会を実現するには、人手不足が現場の負担増につながるという悪循環を断ち、介護を担う人々が、やりがいを実感できる環境づくりを急がねばならない。

○外国人介護職員増へ補助金 厚労省、寮整備を促進(2020/1/23 宮崎日日新聞)

厚生労働省は23日、介護施設を運営する事業者が職員寮などを建てる場合、かかった費用の3分の1を補助する方針を決めた。2020~23年度の措置。外国人の担い手を拡大する意向がある。住宅を借りようとしても「保証人がいない」と断られるケースを減らし、就労の促進につなげる狙い。外国人の受け入れ拡大を急ぐ背景には、介護現場の深刻な人手不足がある。

3分の1を補助する対象は食事、排せつなどの介助を24時間態勢で受けられる特別養護老人ホームや自宅で生活できるようリハビリをする介護老人保健施設などで、職員のための寮やアパートの建設、改修を後押しする。

○厚労省、介護士試験の特例延長へ (2020/1/19 共同新聞)

厚生労働省は19日、介護福祉士を養成する専門学校や大学などの卒業生が、国家試験に合格しなくても暫定的に資格が与えられている2021年度までの特例の経過措置を延長する方針を固めた。26年度まで継続方向で調整。養成学校で学ぶ外国人留学生が増えており、介護の人手不足解消に向けて日本での就労を促す狙い。関連法改正案を20日召集の通常国会に提出する。

団塊世代全員が75歳以上になる25年には介護職が約34万人不足すると見込まれ、養成学校の卒業生は即戦力と期待される。試験合格を義務付けると、留学生が減るとの懸念が与党や関係団体から出ている。

○介護職の紹介手数料50万円 高額でも人材定着せず(2020/1/28 東京新聞)

介護事業所が介護職を採用する際に民間職業紹介事業者に払った手数料が、1件当たり全国平均50万1千円だったことが28日、厚生労働省の委託調査で分かった。高額を払っても採用から半年以内の離職率は38.5%に上り、人材が定着しない実態が明らかになった。

平均手数料を地域別に見ると、東海が63万4千円で最高。北海道(59万8千円)、中国(51万6千円)と続いた。東海は2018年度の介護関係職種の有効求人倍率が5.37倍と最も高い地域だった。厚労省は「人手不足の地域では手数料の負担感が強い傾向がある」と分析した。

○介護士資格特例 外国人支援しっかりと(2020/1/21 北海道新聞)

厚生労働省は、介護福祉士を養成する専門学校や大学などの卒業生が、国家試験に合格しなくても暫定的に資格を与える特例の経過措置を延長する方針を固めた。2021年度までの措置を26年度まで継続する方針で、関連法改正案を今国会に提出する。

養成学校で学ぶ留学生が増えており、介護の人手不足解消へ日本での就労を促すのが狙いだ。

団塊の世代全員が75歳以上になる25年には介護職が約34万人不足すると見込まれる。少子高齢化が進み、外国人労働者に頼らなければ立ち行かない現実がある。

だが、外国人を雇用の調整弁にしてはならない。外

国人介護職の社会保障や住宅、労働など権利を保障し、教育や職場の環境をしっかりと整えることが不可欠だ。

日本介護福祉士養成施設協会によると、19年4月に養成学校に入った留学生は2037人で前年から倍増している。

かつては養成学校を卒業すれば資格を得られたが、16年の改正で22年度卒業生から国家試験の合格が必要となった。

国家試験の合格率は日本人は約9割だが、外国人は半分に満たない。日本語の専門用語の難解さがネックなのは明らかだ。

介護用語は、日本人の介護利用者や家族でさえ、理解が難しい例が少なくない。国家試験などで難解な用語を平易な言葉に置き換える取り組みも行われているが、さらに充実させるべきではないか。

17年度から5年間は「卒業後5年以内に試験を合格」するか、「原則卒業後5年間続けて介護の実務に従事」すれば、資格を保てるようにし、今回さらに延長する。

この間も留学生が日本語教育を十分受けられるよう、国や施設の支援が欠かせない。

全国初の町立日本語学校がある上川管内東川町などによる官民の取り組みが注目されている。

外国人奨学金制度を創設し、留学生1人に年250万円を学費や生活費として支給し、卒業後は官民協議会の加盟施設で一定期間働けば返済が免除されるという。

留学生は日本語能力試験で2番目に難しいN2相当の力が求められ、地元専門学校には日本語学科もある。留学生本位で支援体制を整え、評価を得ている。

介護職の道内の有効求人倍率は全職業平均の3倍近い。給与は平均よりも低く、離職率も高い。待遇改善が急務だ。資格を持ちながら働いていない人たちに復職を促すことも必要だろう。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp

担当：伊藤、小中

©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず